

修学生番号	第	号
-------	---	---



保育士修学資金貸借契約書

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、保育士修学資金に
ついて、次の各条に定めるところにより、貸借契約を締結する。

（貸付）

第1条 甲は、乙に修学資金を貸与し、乙はこれを借り受ける。

（貸付額等）

第2条 修学資金の貸付総額、貸付月額及び貸付期間は次のとおりとする。

貸付総額	円
修学資金	円（ 円× 箇月）
入学準備金	円（令和 年 月のみ）
就職準備金	円（令和 年 月のみ）
生活費加算額	円（ 円× 箇月）
貸付期間	令和 年 月から 令和 年 月まで 月間

（連帯保証人）

第3条 連帯保証人は、修学資金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

（一時償還）

第4条 甲は、乙が福岡県保育士修学資金貸付規程（平成29年4月1日施行）第10条の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一時償還を請求することができる。

(貸付規程等との関係)

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県保育士修学資金貸付規程の定めるところによる。

(補則)

第6条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
会 長

乙 住 所
氏 名 印

連帯保証人(個人) 住 所
氏 名 印

連帯保証人(法人) 法人住所
法 人 名
法人代表者名 印

連帯保証人(個人2) 住 所
氏 名 印

備考

- ①連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。
- ②連帯保証人が法人である場合は、印鑑は法務局に登録のある代表者印とし、印鑑証明書を添付すること。
- ③乙(申請者)が印鑑証明書を添付した場合は、その登録印で押印のこと。
- ④乙(申請者)及び連帯保証人は各自直筆で記載すること。